

人間福祉学部研究会

2014年度は、次のとおり研究会と行事を開催した。

■研究会

第1回 2014年6月25日(水)

自由懇談(人間福祉学部のブランドイメージの広報・企画)

第2回 2014年10月29日(水)

- ・テーマ：留学を終えて：2013年度米国留学報告

発表者：芝野松次郎 人間福祉学部教授

- ・テーマ：保護者制度の誕生と解体－精神障害福祉者関連法にみる「家族」－

発表者：風間朋子 人間福祉学部専任講師

第3回 2014年11月26日(水)

- ・テーマ：特別研究期間を終えて

発表者：大和三重 人間福祉学部教授

- ・テーマ：特研期間・研究成果報告&『よくわかるクリスマス』

発表者：嶺重 淑 人間福祉学部教授

第4回 2014年12月3日(水)

- ・テーマ：留学を終えて：2013年度フランス留学報告

発表者：山 泰幸 人間福祉学部教授

- ・テーマ：UCBでCBPRを学ぶ：2013年度米国留学報告

発表者：武田 丈 人間福祉学部教授

各教員の発表内容は次のとおりである。

留学を終えて

芝野松次郎

シカゴ大学社会福祉行政大学院(The School of Social Service Administration, The University of Chicago)において2013年4月1日より2014年3月31日まで過ごす機会を与えられた。関西学

院長期留学制度による留学は20年ぶりのことである。SSAは、ソーシャルワーク教育・研究に大きな貢献をしてきた。Common Human Needsの名著で知られるTowle、問題解決ケースワークを生み出したPerlman、課題中心ケースワークを築き上げたReidとEpsteinなど、あまたの研究者と実践理論を生み出してきた。SSAは、プラグマティックな研究者・実践家から成る「ソーシャルワークにおけるシカゴ学派」を形成していると言える。

今回の留学は、かつてのクラスメートであり、SSAの副部長をしているRzepnicki教授との共同研究が目的であった。共同研究は、ソーシャルワーク実践におけるEBP(Evidence-Based-Practice)の現状を教育と実践の現場から探ることと、DCFS(子ども家庭サービス局)のお目付役であるOIG(査察総監室)のKane総監(かつての同僚)の協力を得て、児童虐待死亡ケースの原因分析法であるRoot Cause Analysisを検証することであった。

実践現場のEBPについては、Rzepnicki教授が審査委員を務める民間基金が補助する20あまりの民間エージェンシーを調査した。そのほとんどがEBPを重視しており、援助方法の選択に際してEvidenceを積極的に活用していた。これには、補助金を出すHFC(Hope for Children)がEvidenceの活用と生産を奨励していることが貢献していた。補助金を出す民間基金とサービスを実施する民間エージェンシーが協働してEBPを推進している実態が見られた。

一方、教育現場のEBPは、CSWE(ソーシャルワーク教育協議会)が早くからEBP教育を認可基準にしていたにもかかわらず、実践現場ほど一貫した推進が見られなかった。RubinとParrish(2007)がかつて指摘したように、今もEBP教育を担当する教員の力量に大きなバラツキがあるためだと考えられる。

RCAについては、日本の虐待死亡ケースの検証に大いに貢献する可能性があることがわかった。ことに、組織・機関の構造的な問題を明確に

し、具体的にどう修正すれば死亡ケースを減らすことができるかがわかる RCA は、日本の虐待予防に貢献する可能性がある。

20 年ぶりに留学を終えて振り返ると、1 年間ではあったが、母校でかつてのクラスメートや同僚と研究三昧の生活を送れたことは大きな喜びであった。学院及び人間福祉学部みなさまに感謝したい。

Rubin, A. and Parrish, D. (2007) "Views of evidence-based practice among faculty in Master of Social Work programs: a national survey." *Research on Social Work Practice*, Vol.17, No.1, 110-122

保護者制度の誕生と解体 —精神障害福祉関連法にみる「家族」—

風間 朋子

保護者制度は、精神障害者の医療保障や人権擁護等を目的とし、すべての精神障害者に保護者を配置する制度のことであり、精神衛生法（1950 年）により創設され 2014 年 3 月末日に廃止された。この保護者は、①後見人または保佐人、②配偶者、③親権を行う者、④扶養義務者（家庭裁判所による選任が必要）、という主に近親者（家族）から選ばれていた。保護者は、保護義務（治療を受けさせる義務、財産上の利益保護義務、医療を受けさせるにあたり医師の指示に従う義務、医師に協力する義務、措置入院等患者の引き取り等の義務等）や、判断能力が不十分な精神障害者への同意権行使（医療保護入院、移送）、退院及び処遇改善請求等の任務が課せられる一方、義務や任務を果たすために必要な支援を受ける存在、つまり、「支援しかつ支援される者」でもあった。

この保護義務に関しては、障害者本人への支援を家族に強制する規定（ただし親権や扶養義務を除く）は国内に存在せず、このような精神障害者処遇法は欧米を中心とした先進諸国でも例がない等の指摘がなされてきた。また、義務違反に対する罰則規定がないこと、精神障害者本人からの保

護義務請求は認められないこと等を鑑みると、同制度は理想的であるようにも思われる。しかし、保護義務が真に求められるのは、精神障害者本人が治療に拒否的であるか自傷他害の可能性がある場合であること、加えて、保護者選任が強制入院を契機に行われることが多いことを勘案すると、保護者制度の本質は家族を介して精神障害者を強制医療に繋げることにあったと言えることができるだろう。

2013 年の精神保健福祉法改正により保護者制度に関する規定は削除されたが、医療保護入院や移送の同意権行使のように強制医療に関する家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、居住地（不明の場合は現在地）の市町村長）の関与が求められている。このことから、家族を介して非自発的な精神障害者を精神科医療に繋げるという保護者制度の本質は継承されていると言えることができるだろう。

特別研究期間を終えて

大和 三重

研究会では副題を「正しい特研の過ごし方」として発表させていただいた。1 年間の特別研究期間でまず目標としたことは、1) 研究をすること、2) 健康維持のために運動をすること、3) 海外出張をすること、4) 普段でできなかったことをすること、5) 英気を養い復帰後の生活に備えることの 5 つである。これらの項目について、写真を交えて説明することから始めた。特別研究期間である以上、研究することは当然のことであるが、それを支えるための体力づくり、普段できない資料収集や情報交換を主とした海外出張、ワークライフバランスに大切な研究以外の興味関心事への取り組み、1 年を終えた後の業務量の増加を見越した心の準備について、どのようなことをしてきたか発表させていただいた。

後半は研究成果として特別研究期間を活用して執筆した著書『介護人材の定着促進に向けて－職

務満足度の影響を探る－』（関西学院大学出版会）について紹介させていただいた。研究の動機は、超高齢社会を迎えた日本で介護人材不足が深刻な問題となっていることであるが、個人的な理由としても意欲を持って現場に飛び込んだ卒業生たちが数年のうちに離職してしまう状況を看護できなかったからである。拙著では介護人材を対象として、職場への定着に影響する要因を探るべく、職務満足度に焦点を当てて実証分析を行った。離職要因としてこれまで賃金の低さが指摘されているが、それだけではないことが明らかになった。すなわち賃金は重要であるが、それよりも専門職として適切に評価されているか、教育・研修の機会が与えられているか、職場の人間関係がうまくいっているかといったことの方が仕事を続ける上で重要と捉えていることが分かった。補章では、企画から参加し、自治体とともに介護職員の定着を目的として実施している研修事例を記載した。研修後の受講者へのアンケートでは、肯定的な記述が多く、その後の追跡調査でも研修受講者の離職は非常に少ないという結果が得られた。

研究会では時間の関係で政策的含意について述べるができなかったが、教育・研修の充実やスーパーバイザー制度の導入、中間管理職の資質向上に向けての取り組みなど雇用管理に関する工夫および改善が必要と思われる。

特研期間・研究成果報告

嶺重 淑

今回の特別研究期間の主要課題は、新約聖書の『ルカ福音書』の注解作業と、その続篇である『使徒行伝』の翻訳作業であった。

第一の課題であるルカ福音書の注解作業は、数年来従事している最重要課題であるが、特研期間中は7～9章に焦点をあて、①ギリシア語原文から翻訳を試み、②各テキストの文脈及び構成、さらには③文書（もしくは口伝）資料及びルカによる編集作業について検討した上で、④各節の内容について厳密に注解を施していった。

具体的には、『新共同訳聖書』の訳文を批判的に検討しつつ、各種聖書翻訳、各注解書の訳文等を参照しつつ私訳を作成し、それを踏まえてテキストの文脈、構成について様々な観点から検討した。次いで、福音書対観表を活用しつつ、他の福音書の並行箇所との比較検討を行うとともにルカの編集作業の特質について見極め、さらに注解書他の種々の二次文献を参照しつつ、注解作業を進めていった。

なお、今回まとめた注解部分は、すでに書き上げていた1～6章の注解部分と合わせて、今後の修正作業を経た上で、2017年刊行開始予定の「新約聖書注解シリーズ（NTJ）」（日本キリスト教団出版局）の一冊として刊行する予定である。

もう一つの課題である使徒行伝の翻訳作業は、日本聖書協会で刊行準備が進められている新しい聖書翻訳『聖書（標準訳）』（2017年刊行予定）のために行ったものである。2013年度には、9～28章の下訳を完成させ、さらに、この下訳を修正・改訂した提出用原稿である第一稿を1～22章まで完成させることができた。この翻訳作業に際しては、『新共同訳聖書』の訳文をたたき台とし、原文を踏まえながらその訳文を批判的に検討しつつ、各種邦訳、英語、独語、仏語等の外国語訳を適宜参照しつつ、訳文を作成していった。また、訳稿に関しては日本語担当者とも随時意見交換の機会をもち、そこでの議論を踏まえつつ、訳文を推敲していった。今回の翻訳作業を通して、原文に忠実に訳出することと、わかりやすい日本語に翻訳することとの両立がいかに困難であるかを改めて痛感させられた次第である。

留学を終えて

山 泰幸

2013年度1年間、学院留学によるフランス・パリにて研究生生活を送った。所属学科の先生方をはじめ学部先生方、職員の方々のご協力のおかげで実りある研究生生活を送ることができたことを感謝したい。

文化遺産と地域社会の関係に関して、特に、文化遺産の観光資源化がもたらす地域社会の変化を視野に入れながら、文化遺産を活かしたまちづくりに関して、フランスを中心にイギリスやドイツにおいても現地調査を実施した。フランスでは、先史遺跡群やラスコーの動物壁画で知られるドルドニュ地方のレセジー、カトリックの巡礼地であるルルドなどの調査を行った。詳細は研究成果概要報告書を参照してほしい。一方、理論的な研究としては、和辻哲郎の人間学・風土論を中心とした思想史的研究を行った。和辻人間学・風土論をもとに独自の哲学を展開しているフランス社会科学高等研究院のオギュスタン・ベルグ教授のセミナーに参加しながら、多くの刺激を得ることができた。特に、岡村重夫の社会福祉学への和辻哲郎の倫理学の影響や柳田國男の民俗学などの影響に関する思想史研究と並行して、これまで進めてきた地域再生・まちづくりに関する実践研究との接続について考える時間を持つことができた。今回は、フランス滞在中に構想を練ってきた、人類学や民俗学の立場からの福祉研究の可能性に関して、主に4つの研究領域を設定して、その研究視点や課題などについて紹介した。まだ、構想段階中の不十分なものであったが、司会の芝野松次郎先生、学部長の室田保夫先生はじめ諸先生方から多くの有益なコメントを頂戴した。ここに記して感謝したい。

UCB で CBPR を学ぶ

武田 丈

今回の学院留学（UC Berkeley, 2013. 8～2014. 8）では、この10年間に私が行ってきた参加型アクションリサーチ（PAR）による移民コミュニティのエンパワメント研究を、米国の公衆衛生学やソーシャルワークの領域で近年注目されている「コミュニティを基盤とした参加型リサーチ（CBPR = community-based participatory research）」として体系的に振り返ることであった。そのため、秋学期と春学期にそれぞれ、School of Public

Health で開講された CBPR に関する以下の授業を聴講した。

秋学期

Community-Based Research and Interventions to Promote Health: Theory and Methods

春学期

Community Based Participatory Research in Public Health

また留学期間中に、CBPR あるいは PAR（Participatory Action Research）に関連する以下の学会やワークショップに参加した。

- ワークショップ「エンパワメント評価」（2013年10月15日、第27回アメリカ評価学会ブリカンファレンスワークショップ、ワシントン DC）
- 18th Annual Conference of the Society for Social Work and Research（2014年1月15-19日、サンアントニオ）・・・フォトボイスのワークショップ、CBPR や PAR の研究発表多数
- 10th International Congress of Qualitative Inquiry（2014年5月21-24日、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン）・・・PAR の発表、LGBTQ、ソーシャルワーク
- CDS（Community Development Society）2014 Conference（2014年7月21-24日、Grand River Center, Dubuque, Iowa）

こうした留学期間中の研究成果は、『参加型アクションリサーチ（CBPR）の理論と実践：社会変革のための研究方法論（仮題）』（世界思想社、2015年3月出版予定）としてまとめられ、公開される予定である。本書は、2000年以降、ソーシャルワークや公衆衛生の分野で急速に活用されるようになってきた CBPR を、ソーシャルワークの理念に合致したトランスフォーマティブな研究パラダイムに基づいて、その理論と方法を議論したうえで、実践例を批判的に検証する研究書である。教育学、社会学、先住民研究では参加型アクションリサーチとも呼ばれる CBPR は、コミュニティの人たちのウェルビーイングの向上や問題・状況改善を目的として、リサーチのすべてのプロセスにおけるコミュニティのメンバー（課題や問題の影響を受ける人たち）と研究者の間の対等な協

働によって生み出された知識を、社会変革のためのアクションや能力向上に活用していく、リサーチに対する指向（アプローチ）である。

■諸行事

- 講演会「新しい福祉社会への挑戦：ザ・プロフェッショナルが考える環境・ビジネス・福祉のグローバルバランス」

日時：2014年11月6日(木)16:40～18:20

場所：G号館201号教室

- 講演会とシンポジウム「市町村教育委員会におけるSSW活用の状況と展望～子どもの生活課題に取り組む学校とSSWの協働～」

日時：2014年11月7日(金)14:00～17:00

場所：関西学院会館 風の間

- 講演会「宮城県・石巻市における東日本大震災からの復興への取り組み」

日時：2014年11月10日(月)11:10～12:40

場所：G号館303号教室

- シンポジウム「リーガルソーシャルワーカー司法と福祉の連携協働実践～」

日時：2015年1月7日(水)15:10～18:20

場所：B号館303号教室

各行事の概要は次のとおりである。

●講演会

「新しい福祉社会への挑戦：ザ・プロフェッショナルが考える環境・ビジネス・福祉のグローバルバランス」

講師：吉高まり氏

(慶應義塾大学大学院特任教授)

2014年11月6日(木曜日)の山本隆教授による授業「社会起業総論」の中で、排出権事業のパイオニア、吉高まり氏の招待講演が行われた。吉高氏が手掛けた事業をはじめ、環境政策や社会ビジネスを立ち上げるためのポイントなどについて、自らの苦労話や、日頃考えておられることを

交えながらの講演をいただいた。

吉高氏のプロフィール

明治大学法学部卒業後、IT会社、アメリカの投資銀行で勤務。金融関連のバックグラウンドを足場として、ビジネスと環境のつながりにいち早く気づき、アメリカのミシガン大学自然資源環境大学院政策科に留学。帰国後は、途上国で排出権を産みだす地域温暖化対策の手段として排出権ビジネスを立ち上げ、この分野の日本におけるパイオニアとして現在も活躍中。環境金融コンサルタントとしての素晴らしい活躍は、経済界や政界で認められただけでなく、女性が少ない男性社会で成功を収めたロール・モデルとしても高い評価を受け、2008年には日経「ウーマン・オブ・ザ・イヤー」を受賞。現在は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社のクリーン・エネルギー・ファイナンス部で主任研究員として活躍のかたわら、慶應義塾大学大学院の特任教授でもあり、全国で講演活動を行っている。

自分がやりたい仕事を見つけるまで

聴衆のほとんどが学生であったため、まず、吉高氏自らのキャリアパスに関する説明があった。大学卒業後、女子学生の就職先がほとんどない時代に、IT会社の事務職に就いた吉高氏。だが、間もなくその会社の事業がうまく行かなくなり、転職をせまられた。英語はできなかったが、自学で身に着けたコンピュータスキルを活かし、なんとかアメリカの投資銀行の日本法人へ就職する。ただ、英語ができないことは場合は昇進の可能性が低かったことから、転職すべきかどうか悩んだ。次の転職では「自分しかできない仕事、自分がやりたい仕事」をしたいと強く願っていたため、キャリアパスについて自問自答する日々が続いた。そうしている間に、同会社の仕事のため、ニューヨークへ赴任が決まった。そこで仕事をしながら、ニューヨーク大学社会人コースで学んだ際に開講されていた講座「環境とビジネス」を発見し、そうした分野の存在を初めて知ることとなる。

その後、本格的に環境について学ぶために退職し、ミシガン大学大学院でMBAと資源政策のジ

ョイントディグリープログラムで学んだ。大学院を卒業後に帰国するが、当時の日本は環境関連の仕事がなく、金融会社の派遣スタッフとして生計を立てながら、ボランティアとして第一号のエコファンド設立に携わった。

環境プロジェクトに直接投資を行いたいという願いを捨てず、今勤めている会社の副社長にその思いを伝えたことがきっかけで始まったのが、現在の排出権投資ビジネスである。

排出権ビジネスとは

クリーンエネルギー創出などのプロジェクトは数億円にのぼる多額の資金を必要とする。しかし、前例の少ないクリーンエネルギー事業はリスクが高いため、金融機関はお金を貸し渋る。そこで、吉高氏が着目したのが、補助金に依存しなければ持続できない環境事業の多くにとって、そうした依存を解消するためのキャッシュ・フローの仕組みが必要だということだった。クリーンエネルギーを売るだけではなく、それにあわせて環境製品を売ることが必要なのである。そして、こうした目に見えない環境製品を金銭的対価とするのが排出権ビジネスとなる。

世界レベルで仕事をする吉高氏が扱ってきた仕事の中では、アジアにおける排出権事業が一番多く、メタンガス、風力エネルギー、バイオマス発電など再生可能エネルギーのプロジェクトが中心となっている。

講演冒頭では、吉高氏を取り上げた NHK 番組「ザ・プロフェッショナル」の映像を通して、日頃の仕事紹介があった。吉高氏が自ら手がけたカンボジアのバイオマス発電所建設事業についての内容である。カンボジアの売る排出権を日本が2億円で買うなど、カンボジアで発電所建設が着工するまでのプロセスをテレビカメラが追っていた。カンボジアではバイオマス発電所を作る資源がなかったため、4、5年かかったそうである。

温室効果削減の問題は色々なセクターに関わるもので、環境ビジネスは幅の広いものだが、大きく2つの種類に分けられる。「法律が制定されたために行うビジネス」という受け身型のものと、「お金を儲けるために行うビジネス」という能動型のものである。

京都議定書を離脱した日本

吉高氏の説明では、排出権やその価格が政治経済によって影響されることが挙げられた。政策面では、1997年の京都議定書の位置づけや近況がその中心内容であった。日本は、京都排出権の最大のバイヤーだったが、2012年に京都議定書の第一約束期間が終わり、2013年から2020年の第二約束期間に入って、京都議定書から離脱している。石炭火力や福島原発の問題などで、日本はこれ以上、国際公約の目標達成見込みがないと政府が判断したためである。来年、パリで開かれる交渉で新しい文書が採択された場合、京都議定書は終わり、新しい議定書が作成されることが予想される。

吉高氏によると、日本政府は現在、二国間のクレジット（排出権）制度を推進している。今までの排出権ビジネスでは、発展途上国が排出権を発行し、多数の先進国がそれを買う仕組みとなっていたが、日本政府は一対一でやりとりをする二国間クレジットを進めている。これまでインドネシア、メキシコ、エチオピアなど12か国と締結を結び、日本の技術により温室効果を下げる事業を行ってきており、例として、吉高氏が関わる3事業の紹介があった。

まず挙げられたのが、日通のプロジェクトである。日通では運転による排出ガスを抑えるため、運転のモニタリングを行い、アイドリングなどに歯止めをかけている。モニタリング結果は運転手の給与に影響するため、「エコドライブ」の推進が期待できる。

次に挙げられた例は、アフリカにおけるパナソニックのソーラー・ランタンの事業で、化石燃料を使うケロシンランプの代わりに、太陽光を使うランタンを売るものである。

3つ目の例としては、カンボジアのテラモーターズによる電動バイク事業が挙げられた。カンボジアはバイクが非常に多い国であるため、ガソリンバイクより排出量が少ない電動バイクを推進している。

環境は生活の全て

新しい発想により世界を動かし、新しい取組みにより、人々の生活を潤すことが可能である。例

えば、パナソニックのソーラーランタン事業は利益目的のみではなく、アフリカの子供たちが明るい場所で勉強できるようになることも目的としている。

環境ビジネスは街づくりにも関係しており、近年、藤沢市をはじめとした国内の都市では、スマートシティー（Smart City）という社会的な取り組みが注目を集めている。

他の形で新しい環境ビジネスが生まれている。不特定多数の人が通常、インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うクラウドファンディング（Crowd funding）も、環境ビジネスに含まれる。

私は「ソーシャル・イントラプレナー」

吉高氏は、自らを「ソーシャル・イントラプレナー（Social intra-preneur）」と呼ぶ。その仕事は、企業の中で起業することで、社会貢献だけではなく持続可能なビジネスを作ることを目的としている。

講演の最後に、ソーシャル・イントラプレナーとして成功を収める吉高氏は、排出権ビジネスを立ち上げてからの10年の経歴を振り返って、その成功ポイントについて次のように語った。(1) コストをかけず、会社の資源だけを使う、(2) 自分たちの人件費を十分に稼げる仕事をする、(3) 起業のストーリーを作り、それを広めるためにメディアから協力を得る、(4) 利益が出たら、次の新しいビジネスにつなげる、(5) 他者がやらないことに関して、いち早く情報を掴んでニーズに応える。

メディアとの関係を築くことについて会場から質問があった。吉高氏は、会社から協力が得られない場合は、自身の仕事を広め、その価値を上げるために新聞や雑誌に自分の仕事の存在をアピールしてきたそうである。メディアとのつながりは、ミシガン大学院で得たネットワークが鍵になっているという。当時、企業や省庁に勤める人々がミシガン大学院に留学しており、彼らとの友情をはぐくむことで、メディアとのコネクションができたということである。質問者に対して吉高氏は、大学や大学院時代のネットワークの有用性を説き、常に人とのコミュニケーションを大切にす

るよう助言した。

講演後、直接質問を希望する女子学生が多かったのが印象的だった。吉高氏のグローバルな経験と先を読み取る視点から、多くの刺激を受ける講演となった。

本講演は、人間福祉学部研究会の助成、山本隆教授のご協力、大学院前期課程在籍の張男さんの助力により開催に至った。ここに感謝の意を記します。

（陳 礼美）

●講演会とシンポジウム

「市町村教育委員会におけるSSW活用の状況と展望～子どもの生活課題に取り組む学校とSSWの協働～」

2014年11月7日（金）、午後2時から5時に、関西学院会館翼の間において、人間福祉学部研究会の補助行事として、講演会とシンポジウムを開催した。

テーマは「市町村教育委員会におけるSSW（スクールソーシャルワーカー、以下同様）活用の状況と展望～子どもの生活課題に取り組む学校とSSWの協働～」として、講演、シンポジウム、実務者等による情報交換を行った。

このような行事を行った趣旨は以下の通りである。

現在学校では不登校、いじめ、虐待、配慮が必要な児童生徒の増加、保護者への対応など様々な問題が顕在化しており、2008年度より文部科学省によるSSW活用事業が始められ、都道府県を中心にSSWの学校派遣や配置が進められてきたが、市町村教育委員会独自の取り組みも広がりつつあること。

これらの取り組みにより大きな成果が期待できること。

さらには、文部科学省では2015年度に向けて、不登校やいじめに対応するため、SSWの配置人数を現在の3倍に拡充する予算を要求していると報じられるとともに、子どもの貧困対策に関する

大綱が2014年8月に閣議決定されたが、そこでの重点施策として、教育と福祉をつなぎ子どもの貧困を予防するため、今後5年間で現在約1500人のSSWを1万人に拡充することなどが報じられている。

このようなことから、SSW活用事業の概要を確認し、主として兵庫県内市町村におけるSSW配置の実情、養成、研修の状況について、現場からの発表を通してSSW活用事業の理解を深め、事業の発展を図ることを目的として実施した。

講演、シンポジウム、情報交換の内容は以下の通りである。

講演：SSW活用事業の経過と取り組みの現状

講師：大塚美和子氏（大阪府教育委員会豊能地区チーフSSW、関西学院大学非常勤講師）

内容：SSW活用事業の変遷。

大阪府、兵庫県における取り組みの特徴、活動の形態等。

事例から考えるSSWの専門性。

子どもの貧困対策等今後の事業の可能性について。

について、資料を基にSSW活用事業の歴史的背景や具体的な活用状況、自治体ごとの特徴や課題等が非常にコンパクトに説明され、事業の理解が進められた。

シンポジウム：自治体におけるSSW配置の状況と成果

コーディネーター：西野緑氏（大阪府教育委員会チーフSSW、関西学院大学非常勤講師）

シンポジスト：栗屋邦子氏（西宮市教育委員会特別支援教育係長）

：原田多美氏（西宮市教育相談員、SSW）

：森恵実子氏（宝塚市高司小学校長）

：志賀敏和氏（宝塚市教育委員会青少年センター）

内容：栗屋氏と原田氏からは西宮市におけるSSW配置の実態、具体的な活動状況、

エコマップを提示しての事例対応や学校支援、保護者支援について、成果と課題等実践現場からの具体的報告が行われた。

：森氏からは、SSWの拠点校配置4年間の実績に基づいて、校内支援委員会の取り組みの状況、変化の様子、校内体制の整備、会議資料のフォーマットなど取り組みの詳細が説明された。

：志賀氏からはやはり4年間の取り組みを振り返りつつ、SSW配置のきっかけ、教育委員会としての方針策定、体制の整備、事業の展開過程、校内支援体制の充実方向等について説明が行われた。

シンポジストの話題提供の後、コーディネーターの進行により、意見交換、質問への回答などが活発に行われ、発言が深められた。

シンポジウム終了後は、会場内を3グループに分けて情報交換が行われた。各グループ10名以上の参加者で活発に質問、意見交換が行われ、大阪府内市町村のSSWや県内他市町村の教育委員会担当者、地方議会議員等が参加し、シンポジストを交えた交流が行われた。学生の参加もあり、福祉と教育の連携や進路相談、各市町村の実情の違い、研修の内容や予算の状況等他では得られない情報を得ることが出来たのではないかとと思われる。

アンケート（回収41名）の結果は以下の通りである。

1. 講演内容の理解について、よく理解できた26名、理解できた16名であった。回収できた全ての人が理解できたと回答していた。
2. シンポジウムでSSWの役割や活用状況が理解できたかについては、よく理解出来た24名、理解出来た17名で、回収できた全ての人が理解出来たと回答していた。
3. 全体を通して満足したかについては、とても満足した19名、満足した21名、満足できなかった1名であった。満足できなかった1名についてはその理由を、盛りだくさんな内容で個別の議論をもっと聞きたかったというものであった。

自由記述については、ほぼ全体が肯定的な記述であったが、講演では SSW の役割や専門性の必要性がよく解った。シンポジウムでは、特に学校からの具体的報告がわかりやすかった、他市の状況がよく解った、SSW の活動やスーパーバイザー、校内支援体制の重要性がよく解った、導入を検討しているところでは積極的に取り組む必要性を実感した等が多かった。

今回の行事では、69 名の参加を得たが、学生の他、SSW、教育委員会指導主事、相談員の他、市議会の議員が多数参加し、情報交換等にも加わるなど SSW 活用、導入について関心の高さを感じたのが大きな特徴であったと考えられる。

(前橋 信和)

●講演会

「宮城県・石巻市における東日本大震災からの復興への取り組み」

講師：笹野 健 氏（石巻市副市長）

1. はじめに

2014 年 11 月 10 日（月）、2 時間目、G 号館 303 号教室において、石巻市の笹野健副市長を講師にお招きし、宮城県石巻市の復興をテーマに講演会を開催した。笹野副市長は、総務省出身で震災前から宮城県職員に出勤中であり、震災後、副市長に就任して東日本大震災で甚大な被害を受けた石巻市で懸命に復興に取り組んでこられた。復興がどのように進んでいるかを学び、そして、私たちが東日本大震災からの復興に取り組む方々とどのように向き合えばよいかを考える場を提供していただいた。参加者は、学外者 1 名を含む人間福祉学部学生 25 名程度であった。

講演会に先立って、社会起業学科の小西砂千夫ゼミのメンバーで、9 月 26 日（金）～27 日（土）にかけて、石巻市と福島県南相馬市にフィールドワークに出かけており（参加者は 7 名）、笹野副市長は石巻市のフィールドワークにおいても同行いただき、現地の状況を詳しくご説明いただいて

いる。その記憶が新しいだけに、笹野副市長のお話は、一層リアルに迫るものがあった。

2. 講演内容

まずは、震災の被害の大きさについて、詳細なパワーポイントを使って説明があった。写真を使って紹介された南浜町・門脇町は、石巻市の中心部南の太平洋岸に位置し、戦後、住宅地として開拓され、地区内には保育所、小学校、市営住宅、市立病院、夜間急患センター、文化センター等があったところであるが、海岸線に近く、旧北上川の河口にも近いところだけに、すさまじい被害をうけることとなった。両地区あわせて、人口 4,731 人に対して死者 277 人、家屋の倒壊被害が大きく全壊棟数は 98.5% に達している。9 月に訪問した際には、両地区では、住宅の建築制限がされていることもあって、倒壊家屋の撤去が遅れた建物が少数ぽつんと立っているほかは、一面の背の高い草に覆われた野原のようになっていた。震災直後、多くの方が自家用車で避難しようとしたが、渋滞が発生して動かず、津波が押し寄せた結果、車内で逃げ遅れて亡くなるという悲劇が起きている。

地元紙である『河北新報』の調査によれば、石巻市の復興の状況は、宮城県内の市町村のなかでワースト 3 位となっている。ただし、石巻市の全壊家屋は 2 万戸を超えており、宮城県全体の 4 分の 1 程度、岩手県全体を上回り、福島県全体にわずかに及ばない規模である。石巻市の災害公営住宅の計画戸数は 4,000 戸であり、人口規模で比較してまったく異なる仙台市の 3,180 戸を上回っている。面的整備の地区数は、防災集団移転促進事業が 86 地区、土地区画整理事業が 9 地区と、近隣の市長とは比較にならないくらい多い。進捗度が思うように上らないのもやむを得ないところがあるが、それでも市内の多くの地区で急速に工事が始まっており、建築資材の高騰や人手不足のなかでも、いち早くその対策を講じているところがある。

このように、石巻市の被害規模は、1 つの自治体としては対人口、あるいは対市職員数で見てもきわめて甚大であった。そのために、発災直後に「そもそも避難所が何ヵ所あって、そこに被災者

が何人いるのか」「インフラの復旧予算を措置しようにも、家屋倒壊戸数が判明しない」「災害がれきの量が調査のたびに変わる」「災害派遣されている自衛隊に出される協力依頼が首尾一貫しない」と問題視されたが、ようやくそのような状況を脱しつつある。

ついで復興の状況について、津波や高潮などの災害から地域を守るまちづくりを推進している説明があった。津波被害の再発を避けるために、堤防を再建するのは当然のこと、海岸線に津波を減勢する多重防御施設として高盛土道路を整備し、住宅地を防御し、津波から内陸へ逃げる避難路と接続する幹線道路を整備するとしている。高盛土道路と海岸線の間の土地には住宅が立てられないように規制する。また、漁業のまちゆえに、これまで消極的であった河川堤防についても設けることとしている。市街地では、コンパクト・シティ化として、石巻駅前地区には、石巻市役所が立地するほか、東日本大震災で被災した石巻市立病院を移転新築することから、津波からの防災性を高めた拠点として整備するとともに、市内各地で展開する「次世代型地域包括ケア」を総括する機能を付与するなどの計画を推進している。そこでは、地区住民との間の意思疎通を図り、住民が計画に参画し、理解する過程が不可欠となる。

産業の復興では、石巻の産業のシンボル・魚市場の一部の供用開始によって、漁獲量はまだ最盛期には届かないが回復しており、震災前に比べて海外展開を強化するなど、販売促進にも力を入れるようになっている。産業振興では、生鮮マーケットを設けることとしており、そこでは「基幹産業である農林水産業と深く結びついた生鮮マーケットを中心とする観光交流施設を整備し、中心市街地の活性化による地域商店のにぎわい創出や、地場産品の販路回復・拡大、石ノ森萬画館と連携した観光客の集客増加を図る」などのコンセプトを掲げている。

また、暮らしを支えるために、住民同士の支え合いの復活を掲げて、懸命に被災者に寄り添う施策が展開されている。被災者の実態を知り、心身をケアし、自立を支えることが重視されている。そのために重視されていることは、被災者に関す

る情報を市が一元的に管理し、地域包括ケアにつなげていることである。

3. まとめ

笹野副市長のご講演の内容は、以上のようにたいへん丁寧で、実に詳細な資料をご用意いただいたことで、専門的にも深い内容であったが、それ以上に、被災者への深い思いと復興にかける情熱にあふれたものであり、深い感銘を抱かせるものであった。また学生への理解を深めるために、特に、現地にまだ行ったことがない学生の理解を助けるうえで、大きな地図を広げて、地図の周りを取り囲んで説明を受けるなど、分かりやすくなるように工夫をいただいた（写真参照）。

講演会は2時間目で終了したが、その後、昼食時間を利用し、参加者のなかで、東北地方の学生と連携をしながら産業振興の観点で被災者支援をしている学生が、その支援活動の事例報告を行った。笹野副市長はそれに対しても温かいメッセージをいただいた。

以上を通じて、参加者の石巻市の状況への理解が深まり、改めて復興を支援したい気持ちが高まるのを感じた。今後も石巻市訪問についてはゼミとしても継続的に行っていききたい。

以下は、参加者の笹野副市長へのコメントからの引用である。3例のみ紹介する。

先日はお忙しい中、ゼミにお越し下さりありがとうございました。今回このような機会をいただき、笹野副市長にお会いできたことをとても嬉しく思っています。



本当は正直、笹野副市長にお会いするまで、自分の中で震災の話にどう向き合えばいいのだろうという気持ちがありました。東北には悲しく辛い事実がたくさんあって、その一つも経験したことのない私が副市長のお話をきちんと受け止められるだろうか、と考えていました。

ですが、笹野副市長が話してくださった石巻は、今復興に向けて動き出している姿でした。もう被災者意識ではなく、そろそろここから自分たちの出番なんだと、笑顔で話されている姿がとても印象的で、私の今までの東北への考えも大きく変わり、恥ずかしく思うほどでした。また、市政という今まで私には見えていなかった復興の裏側で、住民のみなさん一人一人に向き合うことの難しさを抱えながらも、「こんな時こそ」とひたむきにお仕事に取り組まれている姿に、笹野副市長の石巻のため、石巻の市民のみなさんのためという想いを感じました。

そしてそこから、社会人に必要な力や考え方、仕事への向き合い方を学ばせていただきました。来春から社会人になるにあたって、自分がどのように仕事をし、どんな人になるのか、真剣に考えさせられました。壁にぶつかった時にこそ真面目にコツコツと向き合うこと、たくさんの人とつながりその関係を大切にすること。笹野副市長のお話を聞いて、私もそんな風に自分の仕事や周りの人と向き合える社会人になりたいと、強く思いました。

これからも私たちは、この震災で起きた事実を学び、決して忘れてはならないと思います。それと同時に、今動き出している東北、石巻に少しでも力になることを考え続けたい、と改めて思いました。次は石巻にもお伺いできればと思っています。この度は、本当にありがとうございました。
〈社会起業学科4年生〉

今回は、貴重なお話ありがとうございました。

私は、東北石巻市の訪問と、今回の笹野副市長の講演を通して、人とのつながりの大切さ、人々が持つ力というのを感じました。

実際に現地を訪問して、行き交うダンプカーや、また、区画整理のために市民に頭を下げて回る笹野副市長や、市役所の各部門の方々、たくさ

んの人々がそれぞれの役割を持って働く姿を目の当たりにして、みなさんの力が重なりあって震災直後では想像もつかないぐらいの復興に向かっていくのだと身を持って感じました。その中の誰が欠けても実現し得なかったことだと思います。天災は避けることのできないもので、人間の弱さを見せつけられますが、それと同時に人の繋がりが大きな力を持つことも感じました。

私も、これからの生活の中で、人との繋がりを大切にし、自分にできることをひとつひとつこなしていきたいと思います。今回は、関西学院大学に来てお話をさせて頂いて本当にありがとうございました。

〈社会起業学科3年生〉

このたびは、貴重なお話をありがとうございました。私は今まで被災地に行ったことはありませんでしたが、フィールドワークや支援活動で被災地の状況を見た人の話を聞くと、多くの人が想像を絶する恐怖や苦しみを経験したことに、胸が痛みました。しかし、それと同時に、その中にも前向きに復興に取り組んでいらっしゃる方々がたくさんいることを知り、その力強さに心を打たれてもいました。

今回のご講演でも、震災当時、車で避難してた方の状況や被害を予測できなかったことなど、実際に経験されたからこそそのリアルなお話を聞くことができましたが、震災を経験していない私はもしその光景が目の前に広がっていたらどんな気持ちになるだろうと想像することしかできませんでした。普段どんなに気をつけて生きていても、未来には予測できないことがたくさん待ち受けているのだと思いました。そんな大変な状況を乗り越えてこられた笹野副市長だからこそその言葉の1つ1つに重みがありました。

これから社会に出る私たちに、様々な人と調整しながら仕事をするために日頃の人脈作りが大切であることを教えてくださいました。学生の私にはまだ実感はわかりませんが、それでも思わぬ人に助けられた経験はたくさんあります。つい最近も、「この人苦手だなあ」と思っていた人や、「この人には私が尽くしてばっかりで、相手は全然報いてくれないなあ」と思っていた人が、私が本当

に困っていたときに相談したら、時間を惜しまずに相談に乗ってくれ、的確な助言をしてくれたという経験をしたところでした。

また、「社会人になって何かあれば、じっとこらえて目の前のことを真面目やれば事態は好転する」というお言葉は、肝に銘じておきたいと思いました。どんな人でも辛い状況は必ず訪れます。どんなに考えていたつもりでも、「もっとこうしておけばよかった」と思うことや、人に迷惑をかけてしまうことはたくさんあると思うのです。しかし、そんな中でも状況を嘆くのではなく、目の前のことに誠実に一生懸命取り組むことが大切であると感じました。私の学生生活ですら波乱に満ちている（ような気が）しますが、必要以上に悩んだり迷うことをやめ、目の前の物事にしっかり向き合っていきたいと思います。

笹野副市長のお話は、自分が知らなかったことに気づいたり、今後の人生を考えるきっかけをくださいました。私も卒業するまでには被災地を訪れ、そのときの状況や人々の気持ちを肌で感じる機会をもちたいと思います。本当にありがとうございました。

〈社会起業学科3年生〉

(小西砂千夫)

●シンポジウム

「リーガルソーシャルワーカー－司法と福祉の連携協働実践－」

近年、各地の刑務所や社会復帰促進センター等に社会福祉士や精神保健福祉士が配置されるようになり、司法分野におけるソーシャルワーカーの役割や機能、他職種との連携の実際について、具体的な事例を通じてその専門性を学ぶことにより、社会福祉を学ぶ学生たちの今後のキャリアに活かすことが可能になるのではないかとということで、すでにこの領域で活躍されている方々にお集まりいただきシンポジウムを開催した。

〔第1部〕

シンポジスト①：新名雅樹（岡山パブリック法律事務所社会福祉士）

今日は、弁護士事務所に勤める社会福祉士として、弁護士事務所での社会福祉士の役割について説明させて頂く。近年、司法と福祉の関係については司法福祉という概念や司法福祉論があり、実務でも研究でも密接な関係性になってきている。岡山パブリック弁護士事務所では弁護士、事務局、社会福祉士が連携してクライアントにより良い支援を提供するというを司法福祉としても体現している。

弁護士事務所のソーシャルワーカーだからといって特別なことをしているわけではない。職務内容は病院のソーシャルワーカーと変わらない。病院には病気を治すことを主な目的としているように、法律事務所では法律問題の解決を主としている。

弁護士の仕事は本来、依頼された法律問題を解決したらそれで終わりであるが、社会福祉士は、福祉的な視点で地域社会の中で暮らす方々にできることを考える。その人の暮らしぶり、生き方にまで着眼し法律を超えたところにまで視点をおく。依頼者の生活について考え、司法的な配慮だけでなく福祉的な配慮まで必要なかを考える。そのため、弁護士や事務員と常に情報交換をし、司法と福祉がそれぞれのアプローチで効果的なものを狙い協働することが重要になる。

例えば言葉が十分に理解できない知的障害や精神障害による行動を取られる方の場合には法律的な見地のみのサポートでは根本的な解決はできない。その場合には、弁護士と社会福祉士とが連携し、お互いの領域でのネットワークを生かすことによって法律的問題、その先の福祉的な支援を行っていく。

当事務所では現在、500人以上の方の成年後見を単一法人で引き受けている。15名の弁護士と6名の社会福祉士がいるが決して担当としての人数が足りているわけではない。新名一人で130人くらいを担当している。成年後見は当事者の生死にも関わる。しかし、成年後見は、成年後見人が主体ではない。主体である被後見人等の本人の意思をどう実現するかを考えるのであって、必要がな

くなれば終わるゴールがある支援となる。

また、当事務所の社会福祉士は、更生支援の書面を作成することがある。例えば、障害者が万引きをした場合には、障害があるから罪を犯すのではなく、何らかの困窮状態、例えばお腹がすいたから万引きをした、という理由に着目して支援を検討する場合がある。

お腹がすくというその環境を変えて、暮らしに困らないようにしないといけない。本人の意思に沿って私たちが手を引きながら、「暮らしている」「生きている」という実感が湧くような「場」を作り出すことが非常に重要である。

ソーシャルワークの相談援助というプロセスは、本人の隠れた部分、いわゆる本人すら気づいてなかった本人の力に着目する。刑事司法では、障害者だから罪が軽い、ですまされるが、そうではない。障害者の暮らしにくさや生きづらさがあることを、裁判所や検察官、弁護士等も理解し、社会福祉士とともにその人の暮らしぶりが変わるように気かけなければならない。

ソーシャルワークとは長くその人の人生とつき合うことである。生活の中のかかりつけの医師のようにソーシャルワーカーもちょっと困ったときに頼れるような存在でありたいと思う。

また、持論としてソーシャルワーカーには、2つの「そうぞう」、つまりイマジネーション（想像）とクリエーション（創造）の両方が必要となると思っている。自分がクライアントのことの苦しみをどう共感できるのかというイマジネーション力と、一緒に何かを作るというクリエーション力を駆使して社会地域の人たちの暮らしを支えてほしいと思う。

シンポジスト②：井上雅雄弁護士（岡山パブリック法律事務所 弁護士）

司法の側でのリーガルソーシャルワークとは、法テラスが使い始めた言葉であると思われる。司法にアクセスできない方等に関して、福祉、医療、扶助、子育てなど様々な問題を解決する手段の一つの方法として弁護士と関係機関が連携することを意味している。重要なのは、各専門機関が独立してかかわっていくのではなくその専門機関同士が連携して、各々の良さを生かしてその方々

の暮らしを支えていくということである。

リーガルソーシャルワークの実践方法としては2つある。1つ目は岡山パブリック法律事務所で行っているような同一法人の中で多職種と一緒にやっていくというもの、2つ目が外部の専門機関と連携しながら行うというものである。

岡山パブリック法律事務所は岡山弁護士会が関与している都市型公設法律事務所であり、職員構成は、弁護士15名、社会福祉士6名、事務員が23名程となっている。岡山パブリック法律事務所の目的は、社会的・経済的・地理的な理由で弁護士に依頼ができないいわゆる司法アクセス障害を解消し、公益的活動を行い、人を育て弁護士過疎地域に派遣することである。

公益的活動として、対象者に着目して社会的弱者といわれている方に対する活動や、訴訟類型に着目をして政策形成訴訟といった活動も行っている。岡山パブリック法律事務所が担当している成年後見の案件は500件を超えている。

岡山県において高齢者、障害者の関係の専門職のネットワークができています。近年、子どもも関係機関とのつながりもできつつあり、保護観察所など刑事関係機関とのネットワークも構築されつつある。

法律事務所におけるリーガルソーシャルワークの提供として、具体的には①地域社会の暮らしをサポートする活動②生活を視野に入れたトラブル対応③地域の福祉分野別のネットワークと共同で地域作りへの貢献という3つの軸をもっている。

業務内容としては、法人後見、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等々や障害者の家族の債務整理等が多くなっている。また、岡山パブリック法律事務所に主たる事業所を置いているNPO法人が2つある。NPO法人を作るときのサポート等も行っている。

岡山パブリック法律事務所は、司法アプローチや福祉アプローチの相乗効果によってより質の高い総合的なサービスを提供することを目指している。弁護士は、人権の擁護と社会正義の実現を目的にしているが、仕事は、依頼されて始まるのが原則である。社会福祉士には依頼された内容から問題点を発見してもらい、その根底にある問題について解決してもらうという形をとっている。ま

た、福祉的な観点から見て司法的な視点が必要な時には福祉的なネットワークから依頼がくることもあり受け身が中心な弁護士業務とのつながりを社会福祉士のネットワークが担っている。弁護士は起訴された後、刑事記録を見て事件の情報を得る。しかし、その当事者の特性や家族状況等の情報までは反映されていない。そこで、他職種との協力が重要となる。他職種の持つ情報を得ることで情状証拠や釈放後の生活支援や環境調整が可能となる。

岡山県内における他職種とのネットワークは、高齢者、障害者の分野で緩やかなつながりを持っている。岡山パブリック法律事務所では、日々誰かがこの活動の中に参加している。ネットワークを活用したリーガルソーシャルワークは、岡山では、高齢者虐待の対応、障害者虐待の対応、児童虐待対応、刑余者支援、居住支援、精神障害者地域移行促進、発達障害者支援、他県からの避難者支援等様々である。もちろん、逆に岡山県から他県へ避難させることもあり他県とのネットワークを構築することも必要である。

シンポジスト③：金田健治（大阪保護観察所社会復帰調整官）

私は大阪保護観察所で保護観察官の経験があり、現在は社会復帰調整官をしている。大阪保護観察所は、法務省の機関であり、12名の社会復帰調整官と保護観察官等を合わせて約100名が在職している。

保護観察官になるには公務員試験を受けるのが一般的であるが、最近では有資格者がその経験を評価され公務員試験を受けることなく採用されることがある。その背景には、ある事件を契機に保護観察の内容が厳格化し様々なプログラムがなされるようになったことがあげられる。プログラムに対応すべく資格所有者であり、その経験があるものが必要となったという背景がある。

保護観察官の職務内容は、主に保護観察と生活環境調整である。まず、保護観察とは保護観察官と保護司によって行われる。刑務所から仮釈放となるなどして地域に戻った者に対して面接などを中心に保護観察を行う。保護観察の最大の目的は、再犯を防止することにある。そのため、事件

の特性によって一人一人に、必ず守らなければならない遵守事項が定められる。

保護観察官と保護司はこの遵守事項を守らせるために指導や援助を行う。また、生活環境調整とは、地域に戻り社会生活を送る上で再び罪を起こさぬように環境を変えるための様々な調整のことである。特に刑務所等での当事者との面接は、以前は全く聞く耳をもたなかった当事者の素直な声が聴けることも多い。しかし、刑務所等で教育を受けても復帰した環境が以前と同じであれば、罪を犯した時のサイクルに戻ってしまい再犯の可能性が高くなる。そこで、出所後は地域で新たな環境に身を置けるように環境を変えることが重要となる。環境を変えるために、当事者家族との面談も欠かせない。家族が当事者を受け入れ、時には当事者のために行動することも必要となる。

他には、性犯罪、覚せい剤、飲酒等に対する専門的処遇がある。グループセッションや尿検査を行うこともある。しかし、保護観察官や保護司だけで解決することは困難で他の専門機関との連携を必要とするケースも増えている。精神・知的障害者の方や深刻な薬物依存者、無職歴の長い対象者、住居に定着しない対象者の問題である。新たな連携先として社会福祉士や精神保健福祉士が活躍する地域生活定着支援センターが注目されている。

また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下医療観察）についても保護観察所が重要なコーディネーター業務を担っている。医療観察の対象となるのは、殺人等重大事件を起こしたものの心神耗弱等により責任能力が問えず不起訴となったものであり、その目的は社会復帰を促進することである。

社会復帰調整官の職務内容は、審判のための生活環境の調査、退院のための生活環境の調整、通院医療のための精神保健観察である。裁判所からの生活環境調査依頼に対し、当事者の人生、育った環境、時には家族や友人や学校の先生から話を聞き情報を集める。これらの情報をもとに裁判所は医療観察の対象者であるかを判断する。具体的には、「入院処遇」、「通院処遇」、「医療観察の対象ではない」の決定を行う。入院処遇を行う病院

は指定入院医療機関と呼ばれ、ハード面・ソフト面共に充実した特別な所である。

退院後の社会復帰をサポートする精神保健観察は困難を伴うことがある。地域生活においては指定入院医療機関のような手厚い体制はなくなるが、保護観察所を中心として通院先の病院、地域に数多くある事業所、保健所などの行政機関と連携しながら本人の地域生活を支えていく。

保護観察官・社会復帰調整官は当事者の人生の重要な分岐点に立ち会う責任ある仕事であり、自分自身にも大きな影響を与える仕事である。更生保護に興味があれば進んでほしいと思う。

シンポジスト④：加藤秀信（播磨社会復帰促進センター更生支援企画官）

播磨社会復帰促進センター（以下当施設）は、官民協働の刑務所である。広大な敷地面積を持ち、定員 1000 名の受刑者を収容できる。そのうちの 120 名は特化ユニット対象者として精神疾患や知的障害のある受刑者で、特別なプログラムによる処遇が行われている。当施設の収容対象者は、刑務所への収容が初めてで執行刑期が 1 年以上 8 年未満であり、集団生活に順応でき心身に著しい障害のない 26 歳以上の男性であるなど比較的犯罪傾向の進んでいない者である。

当施設のように官民協働で公共施設の建設、維持管理、運営などを民間の資金やノウハウを活用して行う運営は PFI 方式（Private Finance Initia-

tive）と呼ばれる。国の培ってきた経験と民間のアイデアやノウハウを活かしながら運営することでより効率的で実践的な質の高い公共サービスの提供を目指す。具体的には、受刑服や民間警備会社の最新システムを活用した効率的な警備、居住性の向上、健康診断や職業訓練の委託に表れている。また、改善指導や職業就労支援は民間事業者の提案によるものも組み合わせて行われる。

当施設の社会復帰・再犯防止は、矯正処遇と社会復帰支援プログラムによって行われている。その中の社会復帰支援プログラムは社会福祉士が担当している。社会福祉士の主な職務は帰住調整事務である。帰住のめどの立たないものために本人との面接後、保護観察所や地域支援教育センターとの連絡調整を行い、帰住先の確保を目指す。その他、罪を犯した高齢者・障害者の釈放後の支援を調整する特別調整や各種社会福祉制度の説明を行う。（障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、生活保護の申請・手続）

再犯防止のための法務省の数値目標は、出所後 2 年以内に再び刑務所に入所するもの等の割合を今後 10 年間で 20% 以上減少させることである。そのために、当センターでは①対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する②社会における「居場所」と「出番」を作る③再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、さらに効果的な対策を検討・実施する④広く国民に理解され、支えられる社会復帰を実現する。という 4 つを重点施策として



いる。

センターの職業訓練は全部で18種目ある。一人一人の受刑者の資質や環境に応じた処遇は更生への意欲を向上させ、さらに社会生活に適応する能力を育成する。最新の機械を導入した洗濯工場での作業やPCソフト技能訓練、将来の高齢社会に対応した介護福祉科教室、アイロン作業等、受刑者がその技術を身につけることで出所後の就職に直接役立つプログラムとなっている。また、特化ユニットプログラムでは、農業や園芸、陶芸など社会生活に適応するための作業療法を取り入れた職業訓練を実施している。農作業では、自然と触れ合うことにより情緒を安定させ、野菜を育てることを通して成長の喜びを体験させ健全な心身を養う。そして、共同作業をする中で対人コミュニケーション能力の向上も期待できる。精神疾患のある受刑者には認知行動療を、知的障害のある受刑者には生活技能訓練に重点を置いた特徴あるプログラムを実施している。

その他、地元のNPO法人や社会福祉法人の協力を得て自尊心などの向上、抑うつ・不安感の減少、攻撃的性格の除去、社会性の向上などの効果が期待できるアニマルセラピーとクラウニングの講座も実施している。また、センターでの食材や受刑者の日用品の多くは地元の企業等から調達しており、職業訓練で栽培した野菜は、NPO法人を通じて地元の社会福祉施設などに寄贈されている。職員の地元雇用に加え、地域に開かれた矯正施設として毎年1回矯正展を開催し、矯正処遇に関する展示や施設見学の機会を設け、地域とのつながりも重視している。当施設は官民一体となり安全・安心な社会づくりのための努力を続けている。

[第2部]

- ・シンポジストの方々の現職に就ききっかけ、学生に向けてのメッセージについて

新名：興味を持つきっかけとなったのはソーシャルワーカーの教授との出会いであった。「福祉」は何をやってもいいという教えを頂き、その時に初めて「福祉」を面白いと思った。最大の目的

は、人々の暮らしやすさを追求することであり、今自分のしたいことを実現できる場がたまたま弁護士事務所であっただけという感覚でいる。

自分の中で勝手に枠を作ってそれがソーシャルワーカーと思わなくても良い。街の中が活性化して皆が住みやすくなればよい。私自身司法福祉が何かなんてまだ決め打ちすることはできないし、するつもりもない。

ソーシャルワーカーと名乗ればソーシャルワーカーであり、自分の立ち位置でソーシャルワーカーが何かを考えて自分の思ったことをコラボさせてミックスさせることが大切だと思っている。やりたいことはやるべきだと思う。そのために、資格は福祉の勉強をしたという証明となり、必要になると思う。資格取得後は自分の関心のあることをやってほしい。

ソーシャルワーカーには想像する力が必要となる。相手の障害について理解するためには想像力を身につけなければならない。実際に自分が経験していない障害を理解し苦しみを理解する力が必要となる。

それから、物事を作るということをしてほしい。創造力というのは、福祉分野だけでなくすべての企業で必要とされていると思う。

井上：今の事務所を設立したきっかけは、たまたま福祉の人と出会う機会があったからである。仕事をやっていて感じることは、福祉と企業のつながりがまだ弱いということで、もう少し両者のつながりからセカンドチャンスをうまくつかめるような関係にする必要がある。そのために、司法と福祉で障害者や高齢者の就労等で行政がしないような取組と一緒にやっていきたい。仕事とか肩書きは使えばいいが、色々な経験を積んで面白く人生を歩んでいけばよいと思う。

金田：福祉を始めたきっかけは周りに福祉関係の人が多かったからというもので、もともとは福祉とは全く関係ない仕事をやっていた。実際に今自分が何をやりたかがわかっている学生は少ないのではないかと思う。だからこそ、学生の間にいろんな勉強や経験をしてほしい。福祉関係だけに固執する必要はなく、様々な分野の研修会等に参

加することも良い経験になる。ボランティア活動でも何でも構わない。そこでの経験は有意義なものとなると思う。

また、学生の中に小説を読むとか、旅行に行く等いろいろな経験をして感受性を豊かにしてほしい。なぜなら、人に関する仕事・人と向き合う仕事をする以上、相手の気持ちを察する力が必要となるからであり、時間がある学生の間に様々な経験をしてほしい。

加藤：私は卒業後すぐに刑務官となった。転勤等が多いが、様々な地に行けるのは刑務官の魅力だと思っている。現在わが施設で働いている社会福

祉士に必要な資質を聞いてみると、一つ目は対象者の背景を理解できることであり、これは、対象者がなぜ罪を犯すに至ったのか等を相手の立場に立って考えられる人になってほしいということからきている。二つ目は外観ではわからない障がいを見抜くことであり、相手をしっかり観察することによって些細な変化を感じることができることが大切となる。三つ目は、対象者を信じる事が出来ることであり、罪を犯した人であっても人に変わりはない、そのため、人と人とのつながりを持って相手を信じる事ができる人になって頂きたい。

(川島恵美)